

## 公益社団法人札幌聴覚障害者協会 手話通訳者派遣要綱

公益社団法人札幌聴覚障害者協会

### (目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人札幌聴覚障害者協会（以下「協会」という。）が、行政、企業、司法機関、団体等（以下「依頼者」という。）からの依頼に基づき、手話通訳者（以下、「通訳者」という。）を派遣し、手話通訳業務（以下「業務」という。）を行なうために必要な事項を定めることを目的とする。

### (手話通訳者)

第2条 この要綱でいう手話通訳者は、協会が別に定める規程に基づき、手話通訳者として協会に登録されている者とする。

### (派遣の対象)

第3条 この要綱に基づく通訳者の派遣は、札幌市手話通訳者派遣事業実施要綱を適用できないが、手話通訳が必要と認められるものについて行なうものとする。

### (依頼者)

第4条 この要綱の適用を受ける通訳者の依頼者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 行政
- (2) 企業
- (3) 司法機関
- (4) 団体
- (5) その他協会が適当と認めたもの

### (依頼)

第5条 依頼者は手話通訳者派遣依頼書（別記様式）により、協会へ申し込むものとする。

### (依頼の拒否)

第6条 協会は依頼の内容が、次の各号に該当する場合には依頼を拒むことができる。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 通訳者が赴くことができない日程や時間及び場所が指定されているもの
- (3) 通訳者に危害がおよぶおそれのあるもの
- (4) 依頼者に通訳料を払う意思がないこと又は払えないことが明らかなもの
- (5) その他協会が不適当と認めたもの

### (通訳にあたる配慮)

第7条 協会は依頼者に、依頼内容に関する資料等を請求することができる。ただし、依

頼者は正当な事由がある場合には提供を拒むことができる。

- 2 依頼者は協会の指示に従い、手話通訳の円滑な実施に必要な処置を施さねばならない。
- 3 前2項の提供及び処置に要した費用は依頼者の負担とする。

(通訳料)

第8条 依頼者の支払う通訳料は、下記の表に掲げる一人あたりの通訳料と交通費の合計額とする。

一人あたりの通訳料	交通費
1時間未満 5,000円 1時間超過の場合、30分ごとに2,500円加算。	実費

- 2 司法機関・政治団体等からの依頼及び、通訳者とその業務がビデオ等に収録されるものの通訳料は、依頼者と別途協議する。

(通訳時間)

第9条 通訳料の請求対象となる業務の時間は、次の各号に掲げるものを含む。

- (1) 通訳現場での事前打ち合わせや会場準備に要する時間
- (2) 業務中の待機時間と休憩時間

- 2 通訳者の通訳現場までの往復にかかる移動時間は、通訳料に含まない。

(通訳人数)

第10条 通訳者の派遣人数は通訳時間、通訳内容に応じて依頼者と協議の上、協会が適正に調整する。

(通訳料の請求)

第11条 協会は依頼された業務の終了後速やかに、第8条に定める通訳料の支払いを依頼者に請求するものとする。

(通訳料の支払)

第12条 依頼者は、前条による請求があったときから30日以内に、協会の指定する金融機関の口座へ、通訳料の振込を行なうものとする。

(守秘義務)

第13条 通訳者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

- 2 通訳者は、協会への登録を解除した後も、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(業務倫理)

第 14 条 通訳者は業務にあたり、日本手話通訳士協会の定める手話通訳士倫理綱領及び政見放送に係る手話通訳士倫理綱領を遵守せねばならない。

(契約の解除)

第 15 条 協会は依頼者が次の各号の一に該当する場合は、契約を解除することができる。

- (1) 依頼者がこの契約を誠実に履行しないとき又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 依頼者がこの契約の締結及び履行にあたり不正な行為をしたとき
- (3) 前各号のほか、依頼者がこの要綱の条項に違反したとき

(定めのない事項)

第 16 条 前各条に定めのない事項については、協会及び依頼者は誠意を持って協議するものとする。

附 則

この要綱は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

(2011 年 (平成 23 年) 4 月 1 日)